

独立業務実施者の限定的保証報告書

2025年6月13日

三井住友トラストグループ株式会社
取締役執行役社長 高倉 透 殿

KPMGあづさサステナビリティ株式会社

東京事務所

業務責任者



結論

当社は、三井住友トラストグループ株式会社（以下「会社」という。）のサステナビリティ関連レポートのウェブページ（www.smtg.jp/sustainability/report）（以下「ウェブページ」という。）に含まれる2021年度から2023年度までの期間のサステナブルファイナンス累計取組額（以下「主題情報」という。）が、ウェブページの【対象取引】に記載されている会社が定めた主題情報の作成規準（以下「会社の定める規準」という。）に準拠して作成されているかどうかについて限定的保証業務を実施した。

実施した手続及び入手した証拠に基づいて、主題情報が会社の定める規準に準拠して作成されていなかつたと信じさせる事が全ての重要な点において認められなかった。

結論の根拠

当社は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）が公表した国際保証業務基準（ISAE）3000（改訂）「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」に準拠して業務を実施した。同基準における当社の責任は、本報告書の「業務実施者の責任」に記載されている。

当社は、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が公表した「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」に定められる独立性及びその他職業倫理に関する規定に準拠している。

当社は、IAASBが公表した国際品質マネジメント基準（ISQM）第1号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」を適用している。同基準は、職業倫理に関する規定、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用することを事務所に対して要求している。

当社は、結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

他の記載内容

当社の主題情報に対する結論の対象には、主題情報及びその保証報告書以外の情報（以下「他の記載内容」という。）は含まれない。当社は他の記載内容を通読したが、追加的な手続は実施していない。また、当社は他の記載内容に対して結論を表明するものではない。

主題情報に責任を負う者の責任

会社の経営者は、以下に対する責任を有する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない主題情報の作成に関連する内部統制を整備及び運用すること
- 主題情報の作成に適合する規準を選択又は策定し、使用した規準を適切に参照又は説明すること
- 会社の定める規準に準拠して主題情報を作成すること

主題情報の測定又は評価における固有の限界

サステナブルファイナンスの類型及び定義は、会社が定める規準に基づいて設定されている。ウェブページに記載されているとおり、金融サービスや金融商品をサステナブル、グリーン、ソーシャル等に分類するための統一的な基準や共通の市場基準はなく、同一の金融サービスや金融商品であっても、関係者によってはこれらの分類とは異なる評価をする可能性がある。さらに、ESGやサステナブルファイナンスに関する新しい規定等が制定され、将来は要件を満たさなくなる可能性がある金融サービスや金融商品が、サステナブル、グリーン、またはソーシャル等として分類されることがある。

当社の手続は、サステナブルファイナンスとして分類された金融サービスや金融商品が当初認識時に会社が定める規準を満たしているかどうかを検討することに限定されている。そのため、当社は、当該金融サービスや金融商品がその定義を引き続き満たしているかどうかを評価する手続を実施しておらず、サステナブルファイナンスとして分類することが引き続き適切であるかどうかについて保証するものではない。

業務実施者の責任

業務実施者は、以下に対する責任を有する。

- ・ 主題情報に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて限定的保証を得るために業務を計画し実施すること
- ・ 実施した手続及び入手した証拠に基づき、独立の立場から結論を形成すること
- ・ 経営者に対して結論を報告すること

当社は、業務の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行使し、職業的専門家としての懐疑心を保持した。当社は、主題情報に関して結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手するための手続を立案し、実施した。選択した手続は、主題情報及びその他業務環境に関する当社の理解と、重要な虚偽表示が生じやすい領域の検討に基づいている。業務を実施するに当たり、当社は主に以下の手続を行った。

- ・ 主題情報の作成に適用される規準の妥当性の評価
- ・ 会社の担当者に対する、主題情報の作成に関連する主要なプロセス、システム、及び内部統制についての質問
- ・ 分析的手続（傾向分析を含む）の実施
- ・ 重要な虚偽表示リスクの識別・評価
- ・ 抽出したサンプルに関する入手した証拠との整合や会社の定める規準に準拠しているかどうかの評価
- ・ 主題情報が規準に従って表示されているかどうかの評価

限定的保証業務で実施される手続の種類と時期には幅があり、合理的保証業務に比べて手続の範囲が限定されている。したがって、限定的保証業務で得られる保証の水準は、合理的保証業務が実施されていれば得られたであろう保証水準よりも低い。

以上